

静岡総合庁舎設備保守管理等業務委託契約書

静岡県静岡財務事務所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務の内容

別紙「静岡総合庁舎設備保守管理等業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務

（2）実施場所

静岡県静岡市駿河区有明町2番20号に所在する静岡県静岡総合庁舎（本館、別館、別館南駐車場及びこれらの附帯施設）及びその敷地

（注意義務）

第3条 乙は、要領に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託期間）

第4条 委託業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託費及び支払方法）

第5条 甲は、乙に対し、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の委託費は、月額 円とし、乙が毎月分を翌月10日までに甲に請求し、甲は、この請求書を適法に受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（契約の変更）

第6条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け合わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、甲が承認した場合にはこの限りではない。

（契約の解除）

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められ

るとき。

- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第8条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第8条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(申出義務)

第10条 乙は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(処理状況の調査確認)

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 乙は、毎日業務実施後は、業務日誌を作成し、甲に提出しなければならない。

(機密漏洩の禁止)

第 12 条 乙は、委託業務処理上知り得た機密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第 13 条 乙は、委託業務遂行上特に必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙は、その措置について速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は、委託業務遂行上緊急やむを得ないと認めるときは、乙に対して必要な措置を指示することができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 14 条 本契約に関し、乙が、次の各号の一に該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の委託料（本契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(委託費の処理)

第 15 条 甲又は乙が第 8 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

(業務開始までの準備)

第 16 条 乙は、乙の費用負担により直ちに業務体制を整え研修及び引継ぎを行うこととし、令和 7 年 4 月 1 日からの業務開始に滞りのないよう万全の準備を行わなければならない。

(合意管轄)

第 17 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 18 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

(甲) 静岡県静岡市駿河区有明町 2 番 20 号
静岡県静岡財務事務所
所 長 ⑩

(乙)

⑩